

がいこくせきけんみん かいぎ だい き ていげん たい しきくか そち じょうきょう けんとうじょうきょうとう
外国籍県民かながわ会議（第9期） 提言に対する施策化措置状況・検討状況等

<p>ていげんないよう 提言内容</p>	<p>そち じょうきょう けんとうじょうきょうとう れいわ ねん がつまつじてん 措置状況・検討状況等(令和6年2月末時点) ＜過去の状況を含む＞</p>
<p>1 (1) 行政窓口での通訳サービスの提供 ア ITを活用したTV通訳システムの展開 イ 通訳リソースとして、自治体内の外国籍県民相談窓口の活用 (2) 行政窓口利用時を活用した関連情報の提供 行政窓口を利用した時に、状況に応じて関連する情報を多言語で提供</p>	<p>(1) かながわ一般通訳支援事業において、事前予約により行政窓口等に通訳ボランティアを派遣している。TV通訳システムの導入は、状況に応じ対応を検討していく。(国際課) (2) 平成4年から外国籍県民向けの生活情報紙「こんにちは神奈川」を6言語で年3回発行し、県内市町村や交流協会へ送付している。(国際課)</p>
<p>2 (1) 外国人への保育園等利用の啓発 多言語で、保育園等が利用可能であること、及び保育園等の保育内容とその機能（6歳までに必要な成長を身に付けることができる）を知らせること。 (2) 保育園等における多文化対応の推進 保育園等の管理職、保育士に対して、外国人が必要とする対応及びリソースを紹介する研修を毎年継続的に実施すること。</p>	<p>・H28年5月に開催した市町村保育主管課長会議において周知した。 [H30～R5の措置状況] ・令和元年8月に国から「保育所保育指針」等による保育所等における外国籍の子どもへの配慮や保育所等から小学校への切れ目のない支援について文書が発出され、県・市町村を通じて保育所等に外国籍家庭などに対する適切な支援が行われるよう要請した。(次世代育成課) ・(公財)かながわ国際交流財団では、子育てに関する流れをチャート図で表した「外国人住民子育て応援チャート」を作成し、市町村等での配架やホームページ掲載により周知している。平成29年度には、子育てチャートや多言語医療問診票などをセットにした「外国人住民子育て応援キット」を母子手帳交付窓口や協力医療機関等で配布した。(国際課) ・また、「多言語支援センターかながわ」において、外国籍県民を支援する方を対象にした人材育成研修を実施している。(国際課)</p>

がいこくせきけんみん かいぎ だい き ていげん たい しきくか そちじょうきょう けんとうじょうきょうとう
外国籍県民かながわ会議（第9期） 提言に対する施策化措置状況・検討状況等

ていげんないよう 提言内容	そちじょうきょう けんとうじょうきょうとう れいわ ねん がつまつじてん 措置状況・検討状況等(令和6年2月末時点) <過去の状況を含む>
<p>3 (1) にほんごしゅうとく ひつようせい 啓発 ア にほんご はな がいこくせき 日本語が話せない外国籍 けんみん たい にほんご しゅうとく 県民に対し、日本語を習得す るメリットを行政が雇用先に はたら 働きかけて、外国人に啓発 けんしゅう おこな 研修を行うこと。 イ ほご つか きぎょうろうどう 母語を使って作業労働をさ せる企業に、外国籍県民が にほんごわしゃ けいこくじん けいこくせきけんみん 日本語話者になることでの優遇 を行政が啓発すること。</p> <p>(2) 「がいこくじんしゅうろう ていちやくしえん 外国人就労・定着支援 けんしゅう こうせいろうどうしやういたく 研修」(厚生労働省委託 じぎょう いっぽんざいだんほうじんにほんこくさい 事業、一般財団法人日本国際 きょうりょく じっし 協力センター(JICE)実施) の研修回数を増加させるこ と。あわせて広報を充実させ ることを県から国へ要望するこ と。</p>	<p>・「かながわちいきにほんごきょういく かながわ地域日本語教育フォーラム」で、 きぎょう れんけい にほんごきょういく とりくみじれい しやうがい 企業と連携した日本語教育の取組事例の紹介 や、しよくば がいこくじん 職場における外国人とのコミュニケーション のあり方について有識者による意見交換を実施 し、企業における日本語教育の重要性について けいはつ おこな ことくさいか 啓発を行った。(国際課)</p> <p>・れいわ ねんど きぎょうだんたいとう れんけい がいこくせき 令和5年度に企業団体等と連携した外国籍 ろうどうしやわ にほんごこうざ じぎょう じっし 労働者向け日本語講座(モデル事業)を実施し た。(国際課)</p> <p>・しゆつにゆうこくざいりゆうかんりちやう かんしゆう せいかつ しゆうろう 出入国在留管理庁が監修した「生活・就労 ガイドブック」を県の相談窓口へ送付するほか、 けん けん そろだんまどぐち そろふ 県のホームページにも掲載するとともに市町村に じやうほうていきやう も情報提供した。また、厚生労働省(委託先: JICE)に対して、「外国人就労・定着支援 けんしゅう 研修」リーフレットを県地域県政情報センター 等へ配架するよう依頼している。そのほか、「か ながわでにほんご」ウェブサイトでも、とうがいけんしゅう 当該研修 を周知している。(国際課)</p> <p>・けいはつやう とう ていきやう 啓発用リーフレット等が提供されていないた め、みじっし 未実施である。(雇用労政課)</p>

がいこくせきけんみん かいぎ だい き ていげん たい しさくか そちじょうきょう けんとうじょうきょうとう
外国籍県民かながわ会議（第9期） 提言に対する施策化措置状況・検討状況等

<p>ていげんないよう 提言内容</p>	<p>そちじょうきょう けんとうじょうきょうとう れいわ ねん がつまつじてん 措置状況・検討状況等(令和6年2月末時点) ＜過去の状況を含む＞</p>
<p>4 (1) 外国の中学校を卒業したひとに日本語・日本社会を理解するためのチャンスを提供するために、中学校夜間学級の入学を認めること。</p> <p>(2) 中学校夜間学級での日本語の能力に応じて「特別の教育課程」を実施すること。外国人の高校受験を支援するフリースクールに自治体が助成すること。</p>	<p>(1) 中学校夜間学級等における就学の機会の提供等については、国の基本指針において、「本国において義務教育を修了していない外国籍の人や不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま卒業した人」などが対象とされている。令和4年4月に相模原市が設置した県内3校目となる中学校夜間学級でも、卒業の有無に関わらず、十分な教育を受けていない方の入学が認められており、外国籍等で日本の義務教育に相当する教育を受けていない方が在籍している。（子ども教育支援課）</p> <p>(2) 横浜市・川崎市の中学校夜間学級においては、既に日本語の能力に応じた「特別の教育課程」が実施されている。また、相模原市が設置した中学校夜間学級においては、日本語指導講師が中心となり、生徒の日本語習得の状況に応じたきめ細かな支援を実施している。（子ども教育支援課）</p>
<p>5 外国人の高校受験を支援するフリースクールに自治体が助成すること。</p> <p>中学校夜間学級と同様に、多様な教育の選択肢の1つとして、高校の入学試験などに対応するためのフリースクールに対して、自治体の助成及び各教育委員会のフォローを積極的に推進してほしい。</p>	<p>・本県教育委員会では、不登校児童・生徒の将来の社会的自立や学校生活の再開に向けて、県内のフリースクール等との間で対等な立場で連携を図り、不登校相談会・進路情報説明会を開催した。（子ども教育支援課）</p> <p>・県内自治体の国際施策担当者が集まる機会等を通じて、市町村へ提言内容を報告し、検討を依頼した。（国際課）</p>

がいこくせきけんみん かいぎ だい き ていげん たい しきくか そちじょうきょう けんとうじょうきょうとう
外国籍県民かながわ会議（第9期） 提言に対する施策化措置状況・検討状況等

ていげんないよう 提言内容	そちじょうきょう けんとうじょうきょうとう れいわ ねん がつまつじてん 措置状況・検討状況等(令和6年2月末時点) ＜過去の状況を含む＞
<p>6 けんない だいがくにゅうし けんない 県内の大学入試において、県内 で暮らす外国人生徒向けの特別 募集を設ける。その際、すでに ある留学生と同等の試験とす ること。</p>	<p>ほんがく ほけん いりょう ふくし にかか ねん こつかつしかく ・本学は、保健・医療・福祉に関わる国家資格の じゆけんしかく しゆとく 受験資格を取得することを卒業要件としており、 ざいがくちゆう いりょうきかん しやかいふくししせつとう ちようき 在学中に医療機関や社会福祉施設等での長期の りんちじつしゅう ひつす がくせい 臨地実習が必須である。また、学生のほとんどが そつぎょうじ こつかつしけん じゆけん しきく しゆとくして いりょう 卒業時に国家試験を受験し、資格を取得して医療 きかん しやかいふくしほうじん じちたいとう がくせい 機関や社会福祉法人、自治体等への就職を果た している。こうした本学の実態および県内におけ る ほけん いりょう ふくし こうど せんもんちしき 保健・医療・福祉の高度な専門知識とスキルを そな せんもんしよく いくせい やくわり ほたすべ 備えた専門職を育成するという役割を果たすべ く、すべての入学者選抜区分において、個別 にゆうがくしやせんぼつぐん こべつ 学力検査として論説を含んだ試験及び面接試験 がくりよくけんさ ろんじゆつ ふく しけんおよ めんせつしけん を課している。このことから留学生に対しても、 にほんご めんせつしけん ろんじゆつ ふく しけん か 日本語による面接試験や論説を含んだ試験を課し ており、かならずしも特別選抜を設けている留学生 かなら とくべつせんぼつ もう が多く合格実績をあげているわけではない。そ おお ごうかくじつせき のため、出願資格や試験内容を見直すことが、か えってにゆうがくご きょういく がくせい えって入学後の教育と学生とのミスマッチを生む かんが ひ つづ けんとう おこな と考えられるため、引き続き検討を行ってい く。（保健福祉大学）</p> <p>へいせい ねんど かいさい かながわけんがくちよう ちじ ・平成28年度に開催した神奈川県学長・知事 こんだんかい ていげんないよう しゅうち 懇談会にて提言内容を周知した。（国際課）</p>